

旭川市産前・産後ヘルパー事業 サービス内容【具体例】

《家事支援》

原則として、日常的に行う必要がある家事を対象としています。

	支援できる内容(例)	支援できない内容(例)
食事の準備及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に調理可能な簡単な調理(作り置きは要相談) ・配膳, 片付け, テーブル拭き ※調理によっては味や形状を確認する場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて作る料理 ・来客の応対(飲食や食事の手配等) ・調味料や食材がない中での調理
衣類の洗濯及び補修	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用洗濯機で洗える日常的な洗濯 ・干す, たたむ ・アイロンをかける(2～3枚程度のシャツなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・二回以上洗濯機を回さなければならない量の洗濯 ・家庭用洗濯機で洗えない洗濯 ・特別な手間を必要とする洗濯 ・4枚以上もしくは特別な手間を必要とするアイロンがけ ・靴磨き, 靴洗い
居室等の掃除及び整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ・居間, 寝室, 台所, トイレ, 浴室, 洗面所, 玄関等の簡単な掃除 ・新聞, 雑誌などの簡単な片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて行う掃除(大掃除, ワックスがけ, カビ取り, レンジフードや冷蔵庫の掃除, 大量の窓ふき, 物置の掃除, 網戸の補修や掃除など) ・庭や畑の手入れ(水やり, 剪定, 草むしり, 耕耘など) ・大がかりな衣替え ・除雪 ・引越しの手伝い
生活必需品の買物	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣のスーパー, コンビニ等で購入可能な食材, 日用品の買物 ※商品代, 交通費は利用者負担。移動時間も利用時間に含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活必需品以外の買物(出産祝いの返礼品, 大型品, 大量の買物など) ・灯油(運搬含む)
その他必要な家事	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ交換, 布団干し, ゴミ出し ・郵便物及び宅配便の持ち込み(徒歩で持ち運べるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関での現金出し入れや振り込み等 ・役所等公的機関への申請など ・ペットの世話, 散歩等 ・自動車の給油, 洗車, タイヤ交換, タイヤの移動等

《母子支援》

保護者が一緒にいる場所での育児のお手伝いを対象としています。

	支援できる内容(例)	支援できない内容(例)
授乳・食事介助	<ul style="list-style-type: none"> ・粉ミルクの調合, 授乳の手伝い ・哺乳瓶の洗浄, 消毒, 後片付け ・離乳食の調理, 食事の介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が同じ空間にいない中で, ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること。
おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつや衣類の交換 ・おむつの後片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が同じ空間にいない中で, ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること。
沐浴介助	<ul style="list-style-type: none"> ・着替えの準備 ・ベビーバスの用意, 片付け ・沐浴の手伝い ・身体を拭く, 着替えの手伝い 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が同じ空間にいない中で, ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること。 ・おへその消毒 ・耳掃除 ・爪切り
適切な育児環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビー布団の用意, 片付け, 布団干し ・室温調整, 着替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・衣替えの手伝い
上のお子さんの世話	<ul style="list-style-type: none"> ・上のお子さんの食事やおやつの用意, 着替え, トイレ介助 ・遊び相手(保護者同伴時) ・保育園や幼稚園への送迎(保護者同伴時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が同じ空間にいない中で, ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること。 ・保護者が同伴しないお子さんとの外出
その他必要な育児	<ul style="list-style-type: none"> ・健診, 通院などの付き添い(保護者同伴時のみ) ※自宅から付き添う場合は, 徒歩又は公共交通機関の利用に限る。なお, ヘルパーとの現地待ち合わせは可能。 ※ヘルパーが公共交通機関を利用した際に要した費用は利用者負担。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーと保護者が同じ空間にいない中で, ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること。 ・保護者同伴なしでの赤ちゃんとの外出, 預かり ・保護者の医療機関受診の付き添い ・冠婚葬祭等の付き添い ・ヘルパーが運転する車への同乗 ・自家用車にヘルパーを同乗させての移動

《母支援》

育児やその他不安感などについて, 相談を受けたり話し相手になります。

<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中及び出産後, 育児等の不安や悩み(育て方, 離乳食等)に関する相談を聞く。 ・話し相手 <p>※ 必ず悩みが解決するとは限りません。ですが, お話を伺い, 必要があれば関係機関に繋ぐなど, 一緒に悩みが解決する方法をお探します。</p>
